特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
赤平市は，地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
赤平市長

公表日
令和4年4月28日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に関する事務
②事務の概要	地方公共団体は，地方税法（昭和25年法律第226号）の定めるところにより地方税を賦課徴収することができ，その地方税の税目，課税客体，課税標準，税率その他賦課徴収については，当該地方公共団体の条例によることとされている。 　赤平市税条例（昭和30年条例第19号）に基づく税の賦課徴収の適正かつ効率的な執行のため，地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い，特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ① 課税・非課税の住民に関する情報管理 ② 課税根拠資料に係る個人特定及び管理 ③ 所得及び控除の管理 ④ 課税標準額及び税額の算出 ⑤ 各種税額の徴収方法や納期毎の期割税額，納期限及び納税管理人情報の管理 ⑥ 扶養関係情報の管理 ⑦ 各種税目の徴収に係る納税通知書，納付書（納入書）及び課税明細書等の通知書の発行 ⑧ 各税目の証明書等の証明書の発行 ⑨ 税目ごとの口座登録 ⑩ 滞納整理に係る個人の特定及び管理 ⑪ 督促状の発送 ⑫ 地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分 ⑬ 地方税法に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等の通知書の発行
③システムの名称	⑴総合行政システム（軽自動車税，個人住民税，収納・口座，申告相談，固定資産税） ⑵統合宛名システム ⑶審査システム（eLTAX） ⑷国税連携システム（eLTAX） ⑸中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
⑴住民税課税ファイル ⑵固定資産税ファイル ⑶軽自動車税ファイル ⑷統合宛名ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項，別表第一項番16 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）　第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち，第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，23，26，27，28，29，31，34，35，37，38，39，40，42，48，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116，119の項） （別表第2における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち，第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項（27の項）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	赤平市税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	赤平市（総務課庶務係） 北海道赤平市泉町4丁目1 0125-32-2211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	赤平市（税務課市税係，納税係） 北海道赤平市泉町4丁目1 0125-32-2219

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月1日	Ⅱ－１及びⅡ－２時点計数日	平成26年12月20日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成29年6月22日	Ⅰ－５－②所属長	税務課長　下村　信磁，市民生活課長　野呂道洋	税務課長　田村　裕明，市民生活課長　町田秀一	事後	
平成30年6月25日	Ⅰ－５－②所属長	税務課長　田村　裕明，市民生活課長　町田秀一	税務課長，市民生活課長	事後	
平成30年6月25日	Ⅰ－８－連絡先	赤平市（税務課市税係，納税係）　北海道赤平市泉町4丁目1　0125-32-2219 赤平市（市民生活課戸籍年金係）　北海道赤平市泉町4丁目1　0125-32-1823	赤平市（税務課市税係，納税係）　北海道赤平市泉町4丁目1　0125-32-2219 赤平市（市民生活課国保賦課徴収係）　北海道赤平市泉町4丁目1　0125-32-2214	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ－１及びⅡ－２時点計数日	平成28年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年4月30日	Ⅰ－１－②事務の概要	地方公共団体は，地方税法の定めるところにより地方税を賦課徴収することができ，その地方税の税目，課税客体，課税標準，税率その他賦課徴収については，当該地方公共団体の条例によることとされている。 赤平市税条例及び赤平市国民健康保険条例に基づく税の賦課徴収の適正かつ効率的な執行のため，地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い，特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①　課税・非課税の住民に関する情報管理 ②　課税根拠資料に係る個人特定及び管理 ③　所得及び控除の管理 ④　課税標準額及び税額の算出 ⑤　各種税額の徴収方法や納期毎の期割税額，納期限及び納税管理人情報の管理 ⑥　扶養関係情報の管理 ⑦　各種税目の徴収に係る納税通知書，納付書（納入書）及び課税明細書等の通知書の発行 ⑧　各税目の証明書等の証明書の発行 ⑨　税目ごとの口座登録 ⑩　滞納整理に係る個人の特定及び管理 ⑪　督促状の発送 ⑫　地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分 ⑬　地方税法に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等の通知書の発行 なお，これらの事務に関して，番号法別表第２に基づいて各情報保有機関と中間サーバー，情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	地方公共団体は，地方税法（昭和25年法律第226号）の定めるところにより地方税を賦課徴収することができ，その地方税の税目，課税客体，課税標準，税率その他賦課徴収については，当該地方公共団体の条例によることとされている。 赤平市税条例（昭和30年条例第19号）に基づく税の賦課徴収の適正かつ効率的な執行のため，地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い，特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①　課税・非課税の住民に関する情報管理 ②　課税根拠資料に係る個人特定及び管理 ③　所得及び控除の管理 ④　課税標準額及び税額の算出 ⑤　各種税額の徴収方法や納期毎の期割税額，納期限及び納税管理人情報の管理 ⑥　扶養関係情報の管理 ⑦　各種税目の徴収に係る納税通知書，納付書（納入書）及び課税明細書等の通知書の発行 ⑧　各税目の証明書等の証明書の発行 ⑨　税目ごとの口座登録 ⑩　滞納整理に係る個人の特定及び管理 ⑪　督促状の発送 ⑫　地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分 ⑬　地方税法に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等の通知書の発行	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月30日	Ⅰ－1－③システムの名称	(1)総合行政システム（軽自動車税，個人住民税，収納・口座，申告相談，固定資産税，国民健康保険） (2)統合宛名システム (3)中間サーバー	(1)総合行政システム（軽自動車税，個人住民税，収納・口座，申告相談，固定資産税） (2)統合宛名システム (3)審査システム（eLTAX） (4)国税連携システム（eLTAX） (5)中間サーバー	事後	
令和2年4月30日	Ⅰ－2特定個人情報ファイル名	(1)住民税課税ファイル (2)固定資産税ファイル (3)軽自動車税ファイル (4)国民健康保険税ファイル (5)統合宛名ファイル	(1)住民税課税ファイル (2)固定資産税ファイル (3)軽自動車税ファイル (4)統合宛名ファイル		
令和2年4月30日	Ⅰ－3－法令上の根拠	番号法（平成25年5月31日法律第27号） ・第9条（利用範囲） ・別表第1（16項）	番号法第9条第1項，別表第一項番16 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）　第16条	事後	
令和2年4月30日	Ⅰ－4－②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち，第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，23，26，27，28，29，31，34，35，37，39，40，42，48，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116，117，120の項） （別表第2における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち，第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項（27の項）	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち，第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，23，26，27，28，29，31，34，35，37，38，39，40，42，48，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116，119の項） （別表第2における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち，第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項（27の項）	事後	
令和2年4月30日	Ⅰ－5－①部署	赤平市税務課，市民生活課	赤平市税務課	事後	
令和2年4月30日	Ⅰ－5－②所属長	税務課長，市民生活課長	税務課長	事後	
令和2年4月30日	Ⅰ－8－連絡先	赤平市（税務課市税係，納税係）　北海道赤平市泉町4丁目1　0125-32-2219 赤平市（市民生活課国保賦課徴収係）　北海道赤平市泉町4丁目1　0125-32-2214	赤平市（税務課市税係，納税係）　北海道赤平市泉町4丁目1　0125-32-2219	事後	
令和2年4月30日	Ⅱ－1及びⅡ－2時点計数日	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月28日	Ⅰ－4－②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第２ （別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち，第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，23，26，27，28，29，31，34，35，37，38，39，40，42，48，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116，119の項） （別表第2における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち，第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項（27の項）	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち，第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，23，26，27，28，29，31，34，35，37，38，39，40，42，48，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116，119の項） （別表第2における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち，第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項（27の項）		
令和4年4月28日	Ⅱ－1及びⅡ－2時点計数日	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点		